

魚介類の「送り付け商法」 クーリング・オフが可能

年の瀬になるとカニや魚介類を扱う広告を目にする機会が多くなります。頼みもしない魚介類が代引き配達で送られる「送り付け商法」が増えてくるのもこの時期。もしも、自宅に頼んでもいない魚介類が送られてきた場合の対処法について紹介します。

▼「カニは好きですか」と電話があり「はい」と答えたと「では4日後に発送致します。12,000円の代引きをお願いします」と言って電話が切れた。一方的に話が進んでしまい、業者の名前も連絡先も分からないため断ることができない。(60代：女性)

▼1人で暮らす母親の元に「シャケと松前漬け、昆布の詰め合わせを送る」という趣旨のはがきが届いた。本人は頼んだ覚えがなく、また必要もないと言って困惑している。(50代：女性)

▼父親が電話で勧誘され、タラバガニのカニ鍋セットを断り切れず承諾してしまった。着信番号にリダイヤルして断ろうとしたが、ずっと通話中であつながらない。(50代男性)

こういった送り付け商法は、電話で「かには好きですか」「お値打ちにカニを販売します」などの勧誘があり、注文をしていないにも関わらず、その数日後に代金引換で商品が届くというのが一般的な手口です。勧誘の段階で断っても、脅すような口調に変わって強引に承諾を引き出そうとする場合や、断ったはずなのに商品が送り付けられるなどの場合もあります。

ほとんどの事例は、「電話勧誘販売取引」に該当します。電話勧誘販売取引で契約を結んで代金を支払ってしまった場合は、契約書面を受け取ってから8日間以内にクーリング・オフを書面で通知すれば、契約を無条件解除することができます。

【商品より先に契約書面が届いた場合】

記載されている業者宛てにクーリング・オフ通知を発信し、その後、商品が届いたら、受け取り拒否して返送します。

【商品に契約書面が同封されていると考えられる場合】

商品が届いたら開封しないで、送り状に書かれてある事業者情報をもとにクーリング・オフ通知を作成し、発信します。商品は、送り状の情報のみをメモ書きして、受け取り拒否して返送します。

「カニはクーリング・オフ対象外」と言ってクーリング・オフをさせないようにする業者もいますが、契約書面を受け取ってから8日間以内ならクーリング・オフはできます。

岐阜県県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を電話、または面接で受け付けています。電話058-277-1003です。

(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 188(いやや)

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

※ 0570-064-370も引き続きお使いいただけます。